

えるぼし認定企業のご紹介

マルトモ株式会社

所在地：伊予市

代表者：代表取締役社長 明関 眇

業種：製造業

労働者数：458人（うち女性175人）

認定段階：えるぼし認定2つ星（2段階目）

認定年月：令和7年10月



認定通知書交付式の様子

認定企業からのメッセージ

○認定取得のきっかけ

当社は、女性社員のキャリア形成や働きやすい環境づくりを重要な経営課題と考え、採用・育成・登用に関する取り組みを強化してまいりました。

その成果が評価され、このたび「えるぼし認定」を取得できました。



左：マルトモ株式会社 常務取締役 加納 祥一 様

右：愛媛労働局 局長 常盤 剛史

○認定に向けた取組内容、工夫したこと、苦労したこと

すべての女性が活躍できる環境を整えるため、産後復帰後の時短勤務の整備や看護休業制度の拡充を行うとともに新卒・キャリアとも女性の採用に力を入れました。

また、女性管理職比率を数年前から全社中長期ビジョンに掲げて人材育成に取組み、女性管理職増加も取得の要因となりました。

○今後に向けて

このたび当社は、女性活躍推進に関する取り組みが評価され「えるぼし認定」を取得できました。

今後も多様な人材が性別にかかわらず活躍できる職場環境の整備を進め、働きやすさと働きがいの両立を目指してまいります。



えるぼし認定基準に関する実績



採用	継続就業	労働時間等の働き方	管理職比率	多様なキャリアコース
○	○	○		○

評価項目・認定基準	実績
1 採用 ①直近の事業年度において、正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること ②直近の事業年度において、正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること	①正社員に占める女性労働者の割合 25.8% > 22.7% (産業平均値) ②正社員の雇用管理区分…総合職／一般職 基幹的な雇用管理区分…総合職 基幹的な雇用管理区分の労働者に占める女性労働者の割合 17.2% > 16.8% (産業平均値)
2 継続就業 (1)直近の事業年度における女性労働者の平均勤続年数が男性労働者の平均勤続年数の0.7以上であること (2)直近の事業年度における女性労働者の継続雇用割合が男性労働者の継続雇用割合の0.8以上であること ※継続雇用割合…9～11 事業年度前に採用した労働者であって現在雇用されている者の数から算出	正社員の雇用管理区分…総合職／一般職 総合職…2.2 > 0.8 ((2)において算出) 一般職…2.61 > 0.7 (9～11 事業年度前に採用した男性労働者が全員退職しており、(2)の割合を算出できないため、(1)において算出)
3 労働時間等の働き方 時間外・休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること	各月ごとに全て45時間未満
4 管理職比率 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること	令和6年度 3.1% < 7.2% (産業平均値) 令和5年度 1.6% 令和4年度 1.5% <u>基準を満たしていないが2年連続改善</u>
5 多様なキャリアコース 直近3事業年度のうち、多様なキャリアコースについて、2項目以上(※)の実績を有すること (※)労働者数301人以上の事業主のみ(労働者数300人以下の事業主は1項目以上)	・女性の非正社員から正社員への転換 1人 ・おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用 1人 (※労働者数301人以上の事業主に該当)

一般事業主行動計画(マルトモ株式会社)

行動計画期間(令和7年4月1日～令和12年3月31日)

行動計画内容

目標1 全従業員の時間外労働42時間以下を年間達成する。

目標2 管理職に占める女性比率を20%以上にする。

なお、当社における「管理職」とは、担当課長以上の役職者を指す。

目標3 地域の大学・高校等のインターンシップの年間8名以上の受け入れ。